

瀬戸市西保育園重要事項説明書

瀬戸市西保育園では、利用者に対し保育を提供します。

1. 保育の運営主体

事業者の名称	瀬戸市
所在地	愛知県瀬戸市追分町 64 番地 1
電話番号	0561-82-7111
代表者氏名	瀬戸市長 川本 雅之

2. 施設の概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

施設の種別	保育所
施設の名称	瀬戸市西保育園
施設の所在地	愛知県瀬戸市陶原町 6 丁目 2
電話番号	0561-82-3090
施設長氏名	塚本 ユカリ
開設年月	昭和 23 年 4 月 1 日
入所定員	135 人 内訳 0 歳：4 人、1 歳・2 歳：24 人、3 歳以上：107 人
取扱う保育事業	延長保育、障がい児保育、一時保育(幼児以上)

3 施設・設備の概要

敷地面積		2,264.29 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 796.99 m ²	
	延 床 面 積	796.99 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	1 室	53.5 m ²
	ほ ん く 室	0 室	0 m ²
	保 育 室	5 室	258.0 m ²
	遊 戯 室	1 室	99.7 m ²
	調 理 室	1 室	55.2 m ²
	調 乳 室	1 室	7.9 m ²
	幼児用トイレ	2 個	32.0 m ²
	医 務 室	1 室	事務室内に配置
	事 務 室	1 室	49.8 m ²
	テ ラ ス		58.51 m ²
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)		屋外遊戯場	820.0 m ²

4 全体的な計画

別紙（全体的な計画）のとおり

5 職員体制

施 設 長	1人（資格：保育士）
保 育 士	27人（常勤：23人、非常勤 4人）
調 理 員（栄養士除く）	4人（常勤：3人、非常勤 1人）
看 護 師	1人（常勤：1人、非常勤 人）
栄 養 士	0人（常勤： 人、非常勤 人）
事 務 員	0人（常勤： 人、非常勤 人）
そ の 他（保育補助）	1人（常勤： 人、非常勤 1人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで ※ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで、その他市長が必要と認めた日を除く。
-------	--

7 利用料金（※金額は変更になる場合があります。）

利 用 料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延 長 保 育 料	無料
給 食 提 供	月額 主食費 700円 副食費 4,500円 (3～5歳児のみ)
そ の 他 定 め る 料 金	帽子 900円

8 クラス編成

年 齢	ク ラ ス 名
0・1歳児	ひよこ
2歳児	ぱんだ
3歳児（年少）	き組 もも
3歳児（年少）	き組 みかん
4歳児（年中）	みどり
5歳児（年長）	あお

9 毎日の保育・教育の流れ

時間	3歳未満児	幼児
7:15	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:00	水分補給 遊び（室内外）・散歩	・遊び（室内外） 課題保育 ↓
10:00 10:50	食事 (年齢によって前後します) ↓	
11:00		食事 (年齢によって前後します)
12:00	午睡 (年齢によって前後します)	
12:30		午睡 (年少児は4月～11月頃 年中・年長児は7月～8月)
14:30 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:00	保育短時間終了	保育短時間終了
18:15 19:15	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある三角公園、ちびっこ広場、熊野神社、市役所前河原、陶原公民館グラウンドなどにお散歩に行きます。

10 給食等について

<給食の提供にあたって>

自園調理を行います。

食器は陶磁器を使用します。

<アレルギー対応について>

当園は、瀬戸市が策定する「瀬戸市保育所給食食物アレルギー児対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努めています。

11 嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師

	氏名	医療機関等
嘱託医	森下 雅史	公立陶生病院
嘱託歯科医	下郷 洋	瀬戸パークフロント歯科
嘱託薬剤師	加藤 雄三	愛知薬局

12 災害時の避難場所

避難場所は次のとおりです。

第一避難場所	西保育園
第二避難場所	ちびっこ広場
最終避難場所	市役所

13 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

けが等で病院を受診する必要がある場合には、検査や治療において保護者の同意が必要になることから、できる限り保護者の引率をお願いします。

保護者と連絡が取れない場合や保護者の来園までに時間がかかる場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、施設長の判断で医療機関等を受診させ、医師の判断により医療行為がなされる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。この場合においても、保護者による保険証の提示や薬の受け取り、医療費の支払い等の必要がありますので、できる限り速やかに当該医療機関等へ出向いていただきますようお願いいたします。

なお、保護者が不在の場で行われる医療行為においては、施設長が乳幼児に関する説明を行い、医師等からの説明は施設長が受けることとなりますが、結果的に施設長において把握していない乳幼児の健康情報が伝えられなかったり、保護者の意向にそぐわない医療行為がなされたりすることもあり得ます。保護者として乳幼児の受診に関し具体的な制約を望まれる場合は、事前に施設長まで申し出てください。

14 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び保育園事故対応マニュアルに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

15 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
保険の内容・金額	内容、金額は入園時に配布しました「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」を参照

16 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	園長代理
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員（3名）	畔柳俊雄 竹川典子 濱田晶子

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています（保育園の玄関の入口に連絡先を掲示してあります。）。